

成年後見制度において市民の中から成年後見人を選任する新しい制度が始まります。成年後見人の主な業務は判断能力が衰えた人の為に財産管理や身上監護を行うことです。本年四月一日から老人福祉法が一部改正され各市町村は市民の中から成年後見業務を適正に行うことができる人材（市民後見人）の育成及び活用を図るために必要な措置を講ずる事とされ、研修の実施や家庭裁判所へ後見人推薦を行うように努めることになりました。近い将来親族等による成年後見の困難な人が増加するものと見込まれ、介護サービス利用契約の支援等を中心に成年後見の担い手として市民の役割が強まると考えられその

活用を図り権利擁護を推進することを目的とします。市民後見人が扱う事案としては難易度の低い事案で専門知識が無くても扱えるもの、具体的には紛争性のない日常的な金銭管理や安定的な身上監護が中心の事案が想定されます。高齢者の支えになりたい志のある方はぜひ市民後見人にチャレンジして地域社会に貢献してみたいかがでしょうか。

過払い金の返還請求なら

債務整理 離婚 相続 他

三田中央事務所

司法書士・土地家屋調査士 田嶋 徳之

土日相談可 ☎079-561-2050  
tajima\_to-ki@nifty.com

三田市中央町4-5 三田ビル5F(市役所向かい)  
<http://www.sandachuo.com>